

# 徳島阿波おどり空港送客バス助成事業



徳島阿波おどり空港発着の定期便又はチャーター便を利用した旅行を主催し、徳島阿波おどり空港を利用するために有料でチャーターするバス(ジャンボタクシー、タクシー、レンタカーを含む。以下、「送客バス」という。)を使用する旅行会社に対して、送客バス借上代金の一部を助成します。

## 対象条件

- (1) 5人以上が参加する団体旅行
- (2) 徳島阿波おどり空港発着の定期便又はチャーター便を利用した旅行
- (3) 送客の出発地・目的地が次の地域に該当すること
  - ・徳島県西部(美馬市、つるぎ町、東みよし町、三好市)
  - ・徳島県南部(阿南市、那賀町、美波町、牟岐町、海陽町) **NEW!**
  - ・淡路全域(淡路市、洲本市、南あわじ市)
  - ・香川県
  - ・高知県 **NEW!**
  - ・愛媛県 **NEW!**
- (4) 送客の出発日が平成30年4月1日から平成31年1月31日までであること。



## 助成額

助成額は、送客人数に応じて次のとおりとし、送客バス借り上げ代金の総額(高速道路及び有料道路の料金を含む)を超えないものとする。

- (1)国内線 最大40,000円 **UP!**
- (2)国際線 最大50,000円 **NEW!**

※詳細金額は、要領別表に記載。  
※定期便又はチャーター便の利用が往路又は復路のみの場合、助成額は半額とする。  
※予算額に達した場合は終了し、徳島阿波おどり空港のウェブサイト等で告知する。

## 手続きの流れ

